

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(384) 一略一</p> <p>(384)の2 一略一</p> <p>(384)の3～(406) 一略一</p> <p>(407) 租税特別 特定の民 31,000円 措置法施行令第 間再開発 20条の2 第13項 事業認定 又は第38条の4 申請手数 第23項に規定す 料 る要件に該当す る事業であるこ とについての認 定の申請に対す る審査</p> <p>(408)～(423)の9の2 一略一</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(384) 一略一</p> <p>(384)の2 建築基 既存建築 27,000円 準法施行令(昭和 物の敷地 25年政令第338号)と道路と 第137条の12第6 の関係に 項の規定に基づく 関する制 建築物の敷地と道 限の適用 路との関係に關す 除外に係 る制限の適用除外 る認定申 に係る認定の申請 請手数料 に対する審査</p> <p>(384)の2の2 建 既存建築 27,000円 築基準法施行令第 物の道路 137条の12第7項 内の建築 の規定に基づく道 に関する 路内の建築に關す 制限の適 る制限の適用除外 用除外に に係る認定の申請 係る認定 に対する審査 申請手数 料</p> <p>(384)の2の3 一略一</p> <p>(384)の3～(406) 一略一</p> <p>(407) 削除</p> <p>(408)～(423)の9の2 一略一</p>

(423)の10 都市 低炭素建 次の表の左
 の低炭素化の促 築物新築 欄に掲げる
 進に関する法律 等計画認 区分に応じ、
 (平成24年法律 定申請手 それぞれ同
 第84号) 第53条 数料 表の右欄に
 第1項の規定に 定める額
 基づく低炭素建
 築物新築等計画
 の認定の申請に
 対する審査

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考 ー略ー	

第423号の10の表の付表第1 ー略ー
 第423号の10の表の付表第2

区分	金額
建築物の エネルギー 一消費性 能の向上 に関する 法律(平成 27年法律 第53号)第 15条第1 項に規定 する登録 建築物エ ネルギー 消費性能 判定機関 (以下「登 録建築物 エネルギー 一消費性 能判定機 関」とい う。)又は 登録住宅 性能評価 機関によ り都市の 低炭素化 の促進に	ー略ー

(423)の10 都市 低炭素建 次の表の左
 の低炭素化の促 築物新築 欄に掲げる
 進に関する法律 等計画認 区分に応じ、
 (平成24年法律 定申請手 それぞれ同
 第84号) 第53条 数料 表の右欄に
 第1項の規定に 定める額
 基づく低炭素建
 築物新築等計画
 の認定の申請に
 対する審査

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考 ー略ー	

第423号の10の表の付表第1 ー略ー
 第423号の10の表の付表第2

区分	金額
建築物の エネルギー 一消費性 能の向上 等に関する 法律(平成 27年法 律第53号) 第15条第 1項に規 定する登 録建築物 エネルギー 一消費性 能判定機 関(以下 「登録建 築物エネ ルギー消 費性能判 定機関」と いう。)又 は登録住 宅性能評 価機関に より都市 の低炭素 化の促進	ー略ー

関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		
—略—	—略—	—略—

第423号の10の表の付表第3 (423)の11 —略—

(423)の11の2 建築物エ 次の表の左
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

区分	金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	91,000円
—略—	—略—
—略—	—略—

(423)の11の3 計画変更 次の表の左
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

に関する法律第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		
—略—	—略—	—略—

第423号の10の表の付表第3 (423)の11 —略—

(423)の11の2 建築物エ 次の表の左
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 エネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

区分	金額
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合することについて審査を受ける場合	91,000円
—略—	—略—
—略—	—略—

(423)の11の3 計画変更 次の表の左
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 エネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定

法律第12条第2項 能適合性 表の右欄に
又は第13条第3 判定手数 定める額
項の規定に基づ 料
く建築物エネ
ルギー消費性能
確保計画の変更に
係る建築物エ
ネルギー消費性能
適合性判定

区分		金額
—略—	—略—	—略—
備考 —略—		

(423)の12 建築 建築物エ 建築物1棟
物のエネルギー ネルギー につき、次の
消費性能の向上 消費性能 表の左欄に
に関する法律第 向上計画 掲げる区分
34条第1項の規 認定申請 に応じ、それ
定に基づく建築 手数料 ぞれ同表の
物エネルギー消 右欄に定め
費性能向上計画 る額を合算
の認定の申請に した額
に対する審査

区分		金額
イ～ニ	—略—	—略—
備考		
1 申請に係る建築物の計画について <u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u> に関する法律第35条第2項の規定に より適合審査を受けるよう申し出る 場合にあつては、この表の右欄に定 める額に、建築物1棟につき、第349 号の表の左欄に掲げる区分に応じ、 それぞれ同表の右欄に定める額を加 算した額とする。		
2 —略—		

第423号の12の表の付表第1

区分		金額
登録住宅性能評価機関により建 築物のエネルギー消費性能の向 上に関する法律第35条第1項第 1号、第3号及び第4号に掲げる 基準に適合すると評価されてい る場合		5,000円
—略—		—略—

法律第12条第2 能適合性 表の右欄に
項又は第13条第 判定手数 定める額
3項の規定に基 料
づく建築物エネ
ルギー消費性能
確保計画の変更
に係る建築物エ
ネルギー消費性
能適合性判定

区分		金額
—略—	—略—	—略—
備考 —略—		

(423)の12 建築 建築物エ 建築物1棟
物のエネルギー ネルギー につき、次の
消費性能の向上 消費性能 表の左欄に
等に関する法律 向上計画 掲げる区分
第34条第1項の 認定申請 に応じ、それ
規定に基づく建 手数料 ぞれ同表の
築物エネルギー 右欄に定め
消費性能向上計 る額を合算
画の認定の申請 した額
に対する審査

区分		金額
イ～ニ	—略—	—略—
備考		
1 申請に係る建築物の計画について <u>建築物のエネルギー消費性能の向上</u> 等に関する法律第35条第2項の規定 により適合審査を受けるよう申し出 る場合にあつては、この表の右欄に 定める額に、建築物1棟につき、第 349号の表の左欄に掲げる区分に応 じ、それぞれ同表の右欄に定める額 を加算した額とする。		
2 —略—		

第423号の12の表の付表第1

区分		金額
登録住宅性能評価機関により建 築物のエネルギー消費性能の向 上に関する法律第35条第1項 第1号、第3号及び第4号に掲げ る基準に適合すると評価されて いる場合		5,000円
—略—		—略—

第423号の12の表の付表第2

区分		金額
登録住宅 性能評価 機関によ り建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 35条第1 項第1号、 第3号及 び第4号 に掲げる 基準に適 合すると 評価され ている場 合	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—

第423号の12の表の付表第3

区分		金額
登録建築 物エネル ギー消費 性能判定 機関によ り建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 35条第1 項第1号、 第3号及 び第4号 に掲げる 基準に適 合すると 評価され ている場 合	—略—	—略—

第423号の12の表の付表第2

区分		金額
登録住宅 性能評価 機関によ り建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 35条第 1項第1 号、第3号 及び第4 号に掲げ る基準に 適合する と評価さ れている 場合	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—

第423号の12の表の付表第3

区分		金額
登録建築 物エネル ギー消費 性能判定 機関によ り建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 35条第 1項第1 号、第3号 及び第4 号に掲げ る基準に 適合する と評価さ れている	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000 円

合		
—略—	—略—	—略—

(423)の13 建 ー略ー 申請に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

申請に係る建築物の計画の変更に係る建築物1棟につき、次の表(当該変更の内容が当該計画に新たな他の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。)に係る事項を追加するものであるときは、当該追加する他の建築物にあつては、1棟につき、前号の表)の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考	
1 申請に係る建築物の計画について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において	

場合		
—略—	—略—	—略—

(423)の13 建 建築物エ 申請に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物1棟につき、次の表(当該変更の内容が当該計画に新たな他の建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。)に係る事項を追加するものであるときは、当該追加する他の建築物にあつては、1棟につき、前号の表)の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を合算した額

区分	金額
イ～ニ ー略ー	ー略ー
備考	
1 申請に係る建築物の計画について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において	

準用する同法第35条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

2 一略一

第423号の13の表の付表第1

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	3,000円
一略一	一略一

第423号の13の表の付表第2

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	一略一
一略一	一略一

第423号の13の表の付表第3

区分	金額
登録建築物エネルギー消費	一略一

て準用する同法第35条第2項の規定により適合審査を受けるよう申し出る場合にあっては、この表の右欄に定める額に、建築物1棟につき、第349号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

2 一略一

第423号の13の表の付表第1

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	3,000円
一略一	一略一

第423号の13の表の付表第2

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	一略一
一略一	一略一

第423号の13の表の付表第3

区分	金額
登録建築物エネルギー消費	一略一

性能判定 機関によ り建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律第 35条第1 項第1号、 第3号及 び第4号 に掲げる 基準に適 合すると 評価され ている場 合		
—略—	—略—	—略—

(423)の14 建築 —略— —略—

物のエネルギー
消費性能の向上
に関する法律第
41条第1項の規
定に基づく建築
物エネルギー消
費性能基準に適
合している旨の
認定の申請に対
する審査

区分	金額
イ～ニ —略—	—略—

第423号の14の表の付表第1

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	5,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築基準法第7条第5項、第7条	5,000円

性能判定 機関によ り建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上等に関 する法律 第35条第 1項第1 号、第3号 及び第4 号に掲げ る基準に 適合する と評価さ れている 場合		
—略—	—略—	—略—

(423)の14 建築 —略— —略—

物のエネルギー
消費性能の向上
等に関する法律
第41条第1項の
規定に基づく建
築物エネルギー
消費性能基準に
適合している旨
の認定の申請に
対する審査

区分	金額
イ～ニ —略—	—略—

第423号の14の表の付表第1

区分	金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	5,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築基準法第7条第5項、第7条	5,000円

の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の交付（以下この号において「検査済証の交付」という。）を受けている場合	
—略—	—略—

第423号の14の表の付表第2

区分		金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	—略—	—略—
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—

第423号の14の表の付表第3

条の2第5項又は第18条第18項の規定による検査済証の交付（以下この号において「検査済証の交付」という。）を受けている場合	
—略—	—略—

第423号の14の表の付表第2

区分		金額
登録住宅性能評価機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	—略—	—略—
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—

第423号の14の表の付表第3

区分		金額
登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	—略—	—略—
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—

(423)の15 建築 建築物エ 次の表の左
物のエネルギー ネルギー 欄に掲げる
消費性能の向上 消費性能 区分に応じ、
に関する法律 確保計画 それぞれ同
施行規則（平成28 軽微変更 表の右欄に

区分		金額
登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	—略—	—略—
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び検査済証の交付を受けている場合	—略—	—略—
—略—	—略—	—略—

(423)の15 建築 建築物エ 次の表の左
物のエネルギー ネルギー 欄に掲げる
消費性能の向上 消費性能 区分に応じ、
等に関する法律 確保計画 それぞれ同
施行規則（平成 軽微変更 表の右欄に

年国土交通省令 該当証明 定める額
 第5号) 第11条 手数料
 の規定に基づく
 建築物エネルギー
 消費性能確保
 計画の変更が軽
 微な変更該当
 することの証明
 の申請に対する
 審査

区分		金額
—略—	—略—	—略—
備考 —略—		

(423)の16～(478) —略—

2 —略—

28年国土交通省 該当証明 定める額
 令第5号) 第11 手数料
 条の規定に基づ
 く建築物エネル
 ギー消費性能確
 保計画の変更が
 軽微な変更に該
 当することの証
 明の申請に対す
 る審査

区分		金額
—略—	—略—	—略—
備考 —略—		

(423)の16～(478) —略—

2 —略—

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案								
別表			別表								
占用物件		単位	占用料			占用物件		単位	占用料		
			所在地						所在地		
			第1級地	第2級地	第3級地				第1級地	第2級地	第3級地
法第32条	第1種電柱	1本につき1年	510	420	380	法第32条	第1種電柱	1本につき1年	570	480	430
第1項第1号に掲げる工作物	第2種電柱	年	790	650	580	第1項第1号に掲げる工作物	第2種電柱	年	870	730	670
	第3種電柱		1,100	880	780		第3種電柱		1,200	990	900
	第1種電話柱		460	380	340		第1種電話柱		510	430	390
	第2種電話柱		730	610	540		第2種電話柱		810	680	620
	第3種電話柱		1,000	830	740		第3種電話柱		1,100	940	850
	その他の柱類		46	38	34		その他の柱類		51	43	39
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	4	3		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	4	4
	地下に設ける電線その他の線類		3	2	2		地下に設ける電線その他の線類		3	3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	450	370	330		路上に設ける変圧器	1個につき1年	490	420	380
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270	230	200		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	300	260	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話	1個につき1年	910	760	680		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話	1個につき1年	1,000	850	780

	所				
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380	320	280
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	960	670
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910	760	680
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19	16	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27	23	20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41	34	30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55	45	41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82	68	61

	所				
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420	360	330
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	870	590
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	850	780
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	21	18	16
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30	26	23
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45	38	35
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61	51	47
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91	77	70

による検知の対象として設置する導線その他の線類					
	道路の1本につき1年は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	730	610	540	
その他のもの	上空に設けるもの	460	380	340	
	地下に設	270	230	200	

による検知の対象として設置する導線その他の線類					
	道路の1本につき1年は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	810	680	620	
その他のもの	上空に設けるもの	510	430	390	
	地下に設	300	260	230	

		けるもの				
		その他のもの		910	760	680
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートル			910	760	680
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	トルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額		
		上空に設ける通路		930	480	330
		地下に設ける通路		560	290	200
		その他のもの		910	760	680
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル	トルにつき1日	19	10	7
	その他のもの	占用面積1平方メートル	トルにつき1月	190	96	67
令第7条第1号に	看板（ア）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル	190	96	67

		けるもの				
		その他のもの		1,000	850	780
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートル			1,000	850	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	トルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額		
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額		
		上空に設ける通路		900	430	290
		地下に設ける通路		540	260	180
		その他のもの		1,000	850	780
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル	トルにつき1日	18	9	6
	その他のもの	占用面積1平方メートル	トルにつき1月	180	87	59
令第7条第1号に	看板（ア）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル	180	87	59

掲げ る物 件	一 チ で あ る も の を 除 く 。)	の	つき1 月			
		その	表示面	1,900	960	670
		他の	積1平			
		もの	方メー			
			トルに			
		つき1 年				
	標識	1本に	730	610	540	
		つき1 年				
旗 ざ お	祭 礼、 縁日 その 他の 催し に際 し、 一時 的に 設け るも の	1本に つき1 日	19	10	7	
	その	1本に	190	96	67	
	他の	つき1 月				
幕 (令 第 7 条 第 4 号 に 掲 げ る の 工	祭 礼、 縁日 その 他の 催し に際 し、 一時 的に 設け るも の	その面 積1平 方メー トルに つき1 日	19	10	7	
	その	その面	190	96	67	

掲げ る物 件	一 チ で あ る も の を 除 く 。)	の	つき1 月			
		その	表示面	1,800	870	590
		他の	積1平			
		もの	方メー			
			トルに			
		つき1 年				
	標識	1本に	810	680	620	
		つき1 年				
旗 ざ お	祭 礼、 縁日 その 他の 催し に際 し、 一時 的に 設け るも の	1本に つき1 日	18	9	6	
	その	1本に	180	87	59	
	他の	つき1 月				
幕 (令 第 7 条 第 4 号 に 掲 げ る の 工	祭 礼、 縁日 その 他の 催し に際 し、 一時 的に 設け るも の	その面 積1平 方メー トルに つき1 日	18	9	6	
	その	その面	180	87	59	

事 用 施 設 で あ る も の を 除 く 。)	他 の も の	積1平 方メー トルに つき1 月			
	ア ー チ	車道 を横 断す るも の そ の 他 の も の	1基に つき1 月	1,900	960
			930	480	330
令第7条第2号 に掲げる工作物	占用面 積1平		910	760	680
令第7条第3号 に掲げる施設	方メー トルに つき1 年	Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条第4号 に掲げる工 事用施設 及び同条第 5号に掲げる 工 事用材料	占用面 積1平 方メー トルに つき1 月	190	96	67	
令第7条第6号 に掲げる仮設 建築物及び 同条第7号 に掲げる施 設		91	76	68	
令第 7条 第8 号に 掲げ る施	トンネル の上又は 高架の道 路の路面 下(当該 路面下の	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	Aに 0.016 を乗 じて 得た 額	Aに 0.019 を乗 じて 得た 額	Aに 0.023 を乗 じて 得た 額

事 用 施 設 で あ る も の を 除 く 。)	他 の も の	積1平 方メー トルに つき1 月			
	ア ー チ	車道 を横 断す るも の そ の 他 の も の	1基に つき1 月	1,800	870
			900	430	290
令第7条第2号 に掲げる工作物	占用面 積1平		1,000	850	780
令第7条第3号 に掲げる施設	方メー トルに つき1 年	Aに0.031を乗じて得た額			
令第7条第4号 に掲げる工 事用施設 及び同条第 5号に掲げる 工 事用材料	占用面 積1平 方メー トルに つき1 月	180	87	59	
令第7条第6号 に掲げる仮設 建築物及び 同条第7号 に掲げる施 設		100	85	78	
令第 7条 第8 号に 掲げ る施	トンネル の上又は 高架の道 路の路面 下(当該 路面下の	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	Aに 0.012 を乗 じて 得た 額	Aに 0.014 を乗 じて 得た 額	Aに 0.017 を乗 じて 得た 額

設	地下を除く。)に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	地下(トンネル)の上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの
		階数が2のもの
		階数が3以上のもの
	その他のもの	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	
設	その他のもの	
令第7条	建築物	

Aに0.023を乗じて得た額		
Aに0.005を乗じて得た額		
Aに0.008を乗じて得た額		
Aに0.01を乗じて得た額		
Aに0.033を乗じて得た額		
Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額		

設	地下を除く。)に設けるもの	
	上空に設けるもの	
	地下(トンネル)の上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの
		階数が2のもの
		階数が3以上のもの
	その他のもの	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	
設	その他のもの	
令第7条	建築物	

Aに0.017を乗じて得た額		
Aに0.004を乗じて得た額		
Aに0.006を乗じて得た額		
Aに0.007を乗じて得た額		
Aに0.025を乗じて得た額		
Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額		

第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.033を乗じて得た額		
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
		Aに0.023を乗じて得た額		
		Aに0.033を乗じて得た額		

備考
1～9 一略一

第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
		Aに0.022を乗じて得た額		
		Aに0.031を乗じて得た額		
令第7条第14号に掲げる施設		Aに0.031を乗じて得た額		

備考
1～9 一略一

山形県空港管理条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 ー略ー</p> <p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第1 着陸料の項の規定の適用については、平成15年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の1を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第2項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年3月30日から<u>令和6年3月31日</u>までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年3月26日から<u>令和6年3月31日</u>までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 ー略ー</p> <p>3 前項の航空機のうち山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものに関する別表第1 着陸料の項の規定の適用については、平成15年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間は、前項の規定にかかわらず、同表着陸料の項第1号中「イ及びロの金額の合計額に」とあるのは「イ及びロの金額の合計額に10分の1を乗じて得た額に」と、同項第2号中「イ又はロの金額に」とあるのは「イ又はロの金額に10分の1を乗じて得た額に」とする。 （着陸料の不徴収）</p> <p>4 附則第2項の航空機のうち、山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成26年3月30日から<u>令和7年3月31日</u>までの間、山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては平成29年3月26日から<u>令和7年3月31日</u>までの間は、第16条の規定にかかわらず、着陸料は、徴収しない。</p>